

世帯調書（様式第3号）の記載要領

- (1) 「世帯構成員」とは、妊産婦本人と生計を一にしている者をいいます。本人を含めて、全世帯構成員を記載してください。
- 「扶養義務者」とは、配偶者、父、母、祖父母、兄弟姉妹、そのほか家庭裁判所で扶養の義務を負わされた叔父叔母等、民法第877条に定められている者です。次の(2)、(4)で参照のこと。
- (2) 「階層区分」の欄には、妊産婦本人、扶養義務者について次により記号で記入してください。なお、注1参照のこと。
- イ 現在、生活保護法の被保護者である場合 … a
(生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含まれます。)
 - ロ aにあたる場合を除いて、本年度（不明のときは前年度）の市町村民税が課税されていないか又は免除になっている場合 … b
(ただし、本年度の市町村民税が不明のため前年度の市町村民税によったときは、bになるときでも、前年分所得税が課税されている場合はd)
 - ハ a又はbにあたる場合を除いて、前年分（不明の時は前々年度分）所得税が課税されていない場合 … c
 - ニ a又はbにあたる場合を除いて、前年分（不明の時は前々年度分）所得税が課税されている場合 … d
- (3) 階層区分がdである者（妊産婦本人の扶養義務者で所得税を課税されている者）については、その所得税額の年額を記入してください。
- (4) 「世帯外扶養義務者」については、世帯構成員以外で現に妊産婦本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合のみ、記入してください。

注(1) 妊産婦本人及び扶養義務者の階層区分について、次の例により、それを証明する関係書類を必ず添付してください。ただし、妊産婦本人又は扶養義務者で18歳未満の者は、未就業であれば、証明書は不要です。

イ 階層区分 a の証明書

生活保護法の被保護者であることを証明する居住地の福祉事務所、市町村長又は児童委員の証明書

ロ 階層区分 b の証明書

市町村民税非課税又は免除を証明する市町村長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書

ハ 階層区分 c の証明書

所得税の非課税であることの市町村長等の証明書

ニ 階層区分 d の証明書

所得税の課税額について証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書

- (2) 申請後給付が終了するまでの間に前記記載事項に変更が生じた場合は、県に直接か又は申請書を提出した保健所に届け出てください。